

國學院大學学術情報リポジトリ

Discussion Hall : Symbol Ritual Prayer : About the
"Message from His Majesty The Emperor" from
August 8 2016

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Takeda, Hideaki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000563

象徴・祭祀・祈り

— 「象徴としてのお務めについてのおことば」をめぐって —

武田秀章

令和の御代替り・皇位継承儀礼は、平成の先例に則り、粛々と行われた。顧みれば、その起点となったのは、上皇陛下の「象徴としてのお務めについてのおことば」にほかならなかった（平成二十八年八月八日、以下「おことば」と略称）。「おことば」は、「全身全霊」を要する象徴のお務めの恙なき継承を期して、讓位のご意向を示された。いわば「おことば」こそが、新しい時代の扉を開いたといえよう。

「おことば」によれば、そもそも天皇の務めは、国民に寄り添い、国民のために祈ることにあった。「天皇の祈り」とは、夙に原武史氏や山口輝臣氏が指摘するように、「祭祀における祈り」を意味していよう。

上皇陛下は、「天皇の長い歴史」を承け、天皇の務めは、「国民のために祈ること」にあるとされた。ここにおいて、天皇の象徴的行為のいわば核心として、宮中祭祀の存在が明言されたのである。

翻って考える時、従来、宮中祭祀に関しては、常に憲法の「政教分離」原則との関わりで捉えられ、公務の埒外に、いわば封印されてきた。しかしここに至って、天皇御自らが、象徴的行為のいわば精神的基底として、「祭り」と祈りが存在していることを宣明されたのである。その意義は大きいと言わなければならぬ。

顧みれば、我が国の古典的国制を承け、維新以降に形作られた国家体制は、敗戦というカタストロフによって瓦解した。天皇は、統治権の総覧者から、政治的権能を有さない「象徴」へと転換したのである。

新たな皇室典範においては、神器継承条項、大嘗祭条項が削除された。皇室祭祀令はじめ諸々の皇室諸令も失効した。

宮中祭祀は、法的根柢を失った上で、政教分離原則を以つて皇室の「私事」として存続を許された。それは、あたかも旧体制の残滓のように貶められ、その廃止すら公然と取沙汰されたのである。

そもそも新憲法のもとで、神器継承、大嘗祭は行われ得るのか。御代替りを前にして、国論を二分する議論が沸騰するに至つた。こうした中、昭和天皇崩御を承け、新憲法下ではじめての皇位継承儀礼が行われた。その行事は、憲法の原則から決して逸脱しないことを旨として、国事行為と皇室行事に二分されたのである。

皇位継承以来、上皇陛下は、全身全霊を以つて、「国民統合の象徴」としての役割を追い求めてこられた。陛下のたゆまぬご自問、模索と内省は、自ずから象徴のバックグラウンド、その土壌をなす「天皇の長い歴史」に遡つてゆかれたのである。「おことば」は、憲法上には規定のない象徴の務めの何たるかを、皇室の伝統に遡つて、あらためて再定義・再解釈するものであつたと言えよう。

「おことば」によれば、古来、天皇の務めは「何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ること」、「事にあたっては、時として人々の傍らに立ち、その声に耳を傾け、思いに寄り添うこと」であつた。そしてその精神的中枢に位置するのが、昭和天皇から、さらには御歴代から受け継いだ宮中祭祀のスピリット——すなわち「祭りと祈りの精神」にほかならなかつた。

「おことば」は、平成という多難な時代に際して、陛下の「国民に寄り添い、国民のために祈る旅」、「天皇の長い歴史を遡行する旅」が、自ずから辿りつかれた結論であつたと言えよう。陛下の真摯な歳月の積み重ねが「おことば」へと結晶した、とも言い得る。ここに至る上皇陛下の懸命な模索、不屈の実践を思うとき、まことに感慨なきを得ない。

実に「象徴」の原基には、「祭りと祈り」があつた。

あたかも戦国初頭、戦乱による全的崩壊の只中、大嘗祭復興を誓つた後奈良天皇の宣命案が、それ以降の朝儀再興の精神的起点となつた。同様に、此度の「おことば」もまた、令和改元以降の象徴的行為の精神的指針として、ことごと参照されてゆくこととなるであらう。